

一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会

青年部会規約

施行 平成 8年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成29年4月1日

改正 平成30年3月31日

一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会 青年部会規約

第1章 総則

《名称》

第1条 本会は、一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会青年部会と称する。

《事務所》

第2条 本会の事務所は、一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

《目的》

第3条 本会は、次世代のビルメンテナンス業の創造と躍進のために、次代を担う世代が相集い、研修、研鑽を重ね、自らの能力を高めるとともに会員相互の親睦をはかり、ビルメンテナンス業界の発展に寄与することを目的とする。

《事業》

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンス業に関する経営、知識・技術・技能向上に必要な研修事業
- (2) ビルメンテナンス業に携わる同世代との交流事業
- (3) 経営幹部としての指導力育成のための研修事業
- (4) 視察、研修事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

《入会資格》

第5条 本会の入会資格は次のとおりとする。

- (1) 協会正会員企業又は賛助会員企業に所属し、現在各企業の経営幹部として活躍もしくは将来活躍されることが見込まれる者であり、且つ45歳未満の者とする。
- (2) 前条の資格を有し、所属企業の代表者の推薦を受けられる者。

《入会》

第 6 条 本会に入会しようとする者は、幹事会において別に定める「入会申込書」を部会長（第 21 条に定める部会長をいう。以下同じ。）に提出し、幹事会の承認を得なければならない。幹事会にて可決後、部会長が当該会員に通知する。

《入会金及び会費》

第 7 条 本会に入会金・会費はない。

《任意退会》

第 8 条 会員は、幹事会において別に定める「退会届」を部会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

《除名》

第 9 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の規約その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

《会員資格の喪失》

第 10 条 前 2 条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 6 ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 当該会員が 45 歳に到達した年度末を迎えたときとするが、本人の意志のもと以後 5 年（50 歳に到達した年度末まで）の期間を延長することができる。
- (5) 協会の会員資格を喪失したとき

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。
2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の搬出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

《構成》

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

《権限》

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 幹事及び会計監事の選任及び解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) 各事業年度の事業報告並びに決算報告の承認
- (6) その他この規約で定められた事項又は必要と認めた事項

《開催》

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

《招集》

第15条 総会は、幹事会の決議に基づき部会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の3分の1以上の議決権を有する会員は、部会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 部会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集を通知しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項並びに書面又は電磁的方法によって議決権が行使できることとするときはその旨を記載した書面をもって、総会の日から2週間前までに会員に対し通知しなければならない。

《議長》

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

《議決権》

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

《決議》

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 規約の変更

(3) 解散

- 3 幹事又は会計監事を選任する議案を決議するに関して、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。幹事又は会計監事の候補者の合計が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

《書面議決等》

第19条 総会に出席できない会員は、書面、電磁的方法によってその議決権を行使することができる。

《議事録》

第20条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した幹事並びに会計監事のうち3名をもって、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

《役員》

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 3名以上5名以内
- (2) ・会計監事 1名
・幹事のうち1名を部会長とする。
・部会長以外の幹事のうち、1名以上2名以内を副部会長とする。
- (3) 46歳以上の者は今後活躍が期待される部会員の育成を目的とし《第5章 役員》の定める役職に就かない事が望ましい。

《役員を選任》

第22条 幹事及び会計監事は、総会の議決によって選任する。

- 2 部会長及び副部会長は、幹事会の決議によって幹事の中から選定及び解職する。
- 3 会計監事は、本会の幹事を兼ねることができない。
- 4 幹事又は会計監事に異動があったときは、速やかに協会に届け出なければならない。

《幹事の職務及び権限》

第23条 幹事は、幹事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 部会長は、この規約で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副部会長は、幹事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

《会計監事の職務及び権限》

第24条 会計監事は、幹事の職務の執行を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監事は、いつでも幹事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び会計の状況を調査することができる。
- 3 会計監事は、幹事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 会計監事は、幹事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は規約に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を幹事会に報告しなければならない。
- 5 会計監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、部会長に対し、幹事会の招集を請求することができる。

《役員任期》

第25条 幹事及び会計監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補う者として選任された幹事又は会計監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 幹事又は会計監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお幹事又は会計監事としての権利義務を有する。

《顧問等》

第26条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

《解任》

第27条 幹事及び会計監事は、総会の議決によって解任することができる。

第6章 幹事会

《構成》

第28条 本会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、すべての幹事をもって構成する。

《権限》

第29条 幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定

- (2) 幹事の職務の執行の監督
- (3) 部会長、副部会長、顧問等の選定及び解職

《招集》

第30条 幹事会は、部会長が招集する。

- 2 部会長が欠けたとき又は部会長に事故あるときは副部会長が幹事会を招集する。

(決議)

第31条 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、幹事が幹事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき幹事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の幹事会の決議があったものとする。

(議事録)

第32条 幹事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した部会長、副部会長及び会計監事をもって、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

《資産の構成》

第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年度予算及び積立金
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

《経費の支弁》

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

《事業年度》

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

《事業計画及び収支予算》

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに部会長が作成し、幹事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

《事業報告及び決算》

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、部会長が次の書類を作成し、会計監事の監査を受けたうえで、幹事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 決算報告

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

第8章 規約の変更及び解散

《規約の変更》

第38条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

《解散》

第39条 本会は、総会の決議により解散する。

第9章 補則

《委任》

第40条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は幹事会の議決を経て、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規約は平成15年4月1日より改正実施する。
- 3 この規約は平成20年4月1日より改正実施する。
- 4 この規約は平成29年4月1日より改正実施する。
- 5 この規約は平成30年3月31日より改正実施する。